

## 議案第18号

### 愛西市介護保険条例の一部改正について

愛西市介護保険条例（平成17年愛西市条例第113号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### 提案理由

この案を提出するのは、介護保険法施行令の一部改正及び介護保険料の額の改定等に伴い、改正する必要があるからである。

## 愛西市条例第18号

### 愛西市介護保険条例の一部を改正する条例

愛西市介護保険条例（平成17年愛西市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第4条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「26,100円」を「28,800円」に改め、同条第2号中「26,100円」を「34,500円」に改め、同条第3号中「33,900円」を「37,400円」に改め、同条第4号中「52,200円」を「48,900円」に改め、同条第9号中「96,500円」を「106,500円」に改め、同号を同条第11号とし、同条第8号中「91,300円」を「100,800円」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「78,300円」を「86,400円」に改め、同号ア中「500万円」を「290万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第10号イ」に改め、同号を同条第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 次のいずれかに該当する者 92,100円

ア 合計所得金額が290万円以上500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

第4条第6号中「65,200円」を「74,800円」に改め、同号ア中「125万円」を「120万円」に改め、同号イ中「又は第8号イ」を「、第9号イ又は第10号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「62,600円」を「69,100円」に改め、同号ア中「125万円」を「120万円」に改め、同号イ中「第7号イ又は第8号イ」を「第8号イ、

第9号イ又は第10号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 57,600円

第4条に次の1項を加える。

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,000円とする。

第6条第3項中「若しくはハ」を「若しくはニ」に、「若しくは第4号ロ又は第4条第5号イ、第6号イ、第7号イ若しくは第8号イ」を「第4号ロ、第5号ロ又は第4条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イ」に、「第4号まで又は第4条第5号から第8号」を「第5号まで又は第4条第6号から第10号」に改める。

附則を次のように改める。

附則第1項を附則第1条とし、附則第2項から附則第7項までを削り、附則に次の7条を加える。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の佐屋町介護保険条例（平成12年佐屋町条例第5号）、立田村介護保険条例（平成12年立田村条例第11号）、八開村介護保険条例（平成12年八開村条例第23号）又は佐織町介護保険条例（平成12年佐織町条例第12号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

第3条 施行日以後に課すべき平成16年度以前の年度分の保険料に係る保険料額の算定については、なお合併前の条例の例による。

第4条 施行日以後に本市に転入した者に対して課する保険料については、それぞれ、その転入した合併前の佐屋町、立田村、八開村又は佐織町（以下「合併前の町村」という。）の区域に係る規定を適用する。

第5条 施行日以後に、賦課期日（賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者については、当該第1号被保険者の資格を取得した日。以下同じ。）において住所を有していた合併前の町村の区域を異にして転居をした者に係る保険料の額は、賦課期日において住所を有していた合併前の町村の区域に係る規定を適用する。

第6条 施行日から平成18年3月31日までの間にあつては、施行日前に介護保険施設（法第7条第19項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）に入所したことにより合併前の町村の区域を異にして転居をした者及び施行日以後に介護保険施設に入所することにより合併前の町村の区域を異にして転居をした者に係る保険料については、法第13条の規定による住所地特例を適用し、それぞれ、介護保険施設に入所する前において住所を有していた合併前の町村の区域に係る規定を適用する。他の市町村の介護保険施設に、施行日前に入所した、又は施行日以後に入所することにより、同条の規定による住所地特例の適用を受けることとなる者に係る保険料についても、同様とする。

第7条 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

（改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

第8条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間を行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

2 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間を行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

3 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間を行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

4 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間に行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、改正後の愛西市介護保険条例（以下「新条例」という。）第4条第2項の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

第2条 新条例第4条第1項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。